

相談の受付件数

令和3年4～6月の受付件数は計245件。
(うち北海道6件、東北7件、関東91件、北陸14件、中部33件、近畿57件、中国33件、四国4件、九州0件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全245件のうち、
建設業者(元請)94件、建設業者(下請)52件、発注者16件、不明35件、その他48件

主な相談内容その1

- 照明器具の設置工事を請け負ったが、元請より電気工事の許可に加え、とび・土工工事の許可が必要と言われた。とび・土工工事の「準備的工事」に機材の搬入作業が当たるとの説明であったが、本当にそうか。
 - ➡ **重量物のクレーン搬入等であれば、とび・土工工事に該当する。**
(参考:「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」 <https://www.mlit.go.jp/common/001209751.pdf>)
- マンション管理組合より当社に見積依頼が来ている。下請負業者の見積には法定福利費が計上されているが、当社としての法定福利費の負担がないため、法定福利費を諸経費に含めて内訳明示しないままで見積を提出した。管理組合より、見積書に法定福利費を内訳明示するよう指示があったが、明示する必要があるのか。
 - ➡ 建設業法20条第1項では、建設工事の見積については、「経費の内訳を明らかにして」行うよう努めるよう規定されており、**内訳明示する必要経費には「法定福利費」も含まれる**とされている。
そのため、「法定福利費」を内訳明示した見積書を提出するよう努める事が望ましい。
- 法第20条第3項に見積もり依頼に当たり設けるべき期間がある。これは土日を含めるか、除くか。また、追加工事の場合、政令第6条での金額は、追加分のみか、追加+当初の金額か。
 - ➡ **土日、祝日を含める。**しかしながら、**適切な期間の確保、建設業者の休日の確保という観点を配慮いただければ**と思う。また、追加工事の場合は、追加分を予定価格として、期間を設けていただく。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	36
	②建設業許可関係	43
	③その他建設業法関係	64
社会保険全般	④社会保険加入関係	34
	⑤法定福利費関係	28
	⑥その他社会保険関係	12
	⑦請負契約関係	25
	⑧その他	9

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- ・ 契約書の作成について、次の3点について伺いたい。
 - ①注文書・請書をFAXでやり取りを行う事は業法上認められるのか。
 - ②FAXでのやり取りは19条の3（電子契約）の基準に合致するのか。
 - ③業法40条の3で帳簿の保存で定める契約書が無い場合の取扱。（例えば遡って作成すべきか。）
 - ➔ ①業法19条では、契約当事者双方で契約書原本の保存を定めており、FAXのみでの保存は業法違反となる。
 - ②電子契約を行うには技術的基準（改ざん防止、電子署名、本人性の確認）を満たす必要があり、FAXはこの技術的基準を満たしていない。
 - ③帳簿の保存に際し、必要な添付書類の保存が無ければ、業法違反となる。
- ・
 - ①建築一式工事であれば6,000万円以上を下請契約する場合、特定建設業の許可を要するが、6,000万円の判断において、材料を提供する場合は、材料価格を含めるのか。
 - ②専任が必要な工事に、アパートは含まれるか。
 - ➔ ①6,000万円以上の工事に該当するかの判断の際、元請負人が提供する材料等の価格は含めない。なお、建設業許可を要するかの判断における「軽微な建設工事」に該当するかについては、元請が材料等提供する場合、これら材料等の価格を含めて500万円以上か判断することになる点、注意が必要。
 - ②多数の者が利用する共同住宅であるため、請負金額が7,000万円以上であれば専任の技術者が必要。
- ・ 室内の蛍光灯照明器具をLED照明に取り替える場合、建設業法上の建設工事に該当するか？
 - ➔ 蛍光灯だけの取り替えなどではなく、器具設置、配線等も触ると言うことであれば、500万円未満の軽微な工事以外は建設業法上の照明設備設置工事として電気工事業の許可が必要と考える。
- ・ 元請業者である。下請業者からグリーンファイルをもらった際、主任技術者が高卒の実務経験5年と記載されていたので、経歴書を取り寄せると、経歴5年の中に1年間研修期間があった。実務経験に含まれるのか？
 - ➔ 実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の期間となる。具体的な〇〇工事の現場の中で見習い期間があったなどであればそれら実務経験に含まれるが、そうでない場合は実務経験に含まれないので、よく確認をされたい。